

# 東濃信用金庫アプリバンキング利用規約

令和7年2月現在

東濃信用金庫アプリバンキング利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、東濃信用金庫アプリバンキングを利用する場合の取扱いを明記したものです。

## 第1条【サービス内容等】

### 1. サービス内容

「東濃信用金庫アプリ」（以下、「本アプリ」といいます）は、東濃信用金庫（以下「当金庫」といいます）のスマートフォン専用アプリで、各種申込、当金庫所定の口座情報等を閲覧できるサービス、位置情報等を利用した情報発信サービス等をご利用いただけるサービスです。

### 2. 各種申込

本アプリから、当金庫へ次のとおり各種申込のお手続きができます。

- (1) 口座開設
- (2) 住所変更
- (3) とうしんWEBバンキングサービスの申込
- (4) とうしんWEBバンキングサービスに係るパスワードロック解除の申込

### 3. 預金残高照会、取引明細照会機能

「東濃信用金庫アプリバンキング」サービス（以下、「本サービス」といいます）では、当金庫所定の手続きでご登録いただいた口座の「預金残高照会」と、「取引明細照会」ができます。取引明細は、照会実行日を含めた過去62日間のお取引明細から最新の50件を表示します。なお、本アプリは、同一名義人の口座であれば、1端末につき、5口座まで登録できます。

また、当金庫とのお取引について、保有資産残高および明細情報を確認することができます。ただし、残高は当金庫が指定する日における残高とします。

### 4. 明細情報の通知機能

本アプリでは、取引明細情報の通知機能を利用すると、お客さまが指定した曜日もしくは日付の前日までの取引明細情報を確認することで通知の有無を判定します。前回通知判定日以降にお取引があった場合に、ご指定日当日にお客さまのスマートフォン画面へ通知します。なお、端末の設定状況によっては表示されない場合もあります。明細情報の通知機能の利用を許可しない場合は、本アプリの設定画面より変更が可能です。

### 5. プッシュ通知機能

- (1) 当金庫は、アプリ利用者に対し、プッシュ通知を利用してキャンペーン情報、各種情報・広告等の情報を提供します。

- (2) プッシュ通知は、端末の位置情報と連動してお知らせを通知する場合があります。  
プッシュ通知、位置情報の利用を許可しない場合は、設定画面より変更が可能です。

## 6. 規約への同意

本規約にご同意いただけないお客さまは、本サービスをご利用いただくことはできません。また利用については、本規約等の内容を十分理解したうえで、自らの判断と責任において、本アプリを利用するものとします。

## 第2条【利用条件】

1. 本サービスは、当金庫の普通預金口座をお持ちで、その口座でキャッシュカード（以下、「キャッシュカード」といいます）をご利用の個人のお客さま本人が対象です。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。
2. 第3条に基づく利用登録が必要です。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。
3. 本サービスを利用できる端末機の環境は、当金庫ホームページで確認してください。
4. システムメンテナンスなどにより利用できない時間帯がありますので、当金庫ホームページや本アプリのトップ画面で確認してください。
5. 本サービスの利用は、日本国内に限られます。

## 第3条【利用登録】

1. お客さまのスマートフォンに本アプリをインストールのうえ、利用登録画面にて普通預金口座の支店番号・口座番号等のご本人情報、キャッシュカード暗証番号を入力の上、本サービスで利用するパスワード（以下、「ログインパスワード」といいます）を設定してください。
2. 生体認証機能（スマートフォンに登録されている顔・指紋を利用する認証方式）を利用することでログインパスワードの入力を省略することができます。ただし、生体認証機能は、当金庫所定の機能を備えるスマートフォンでのみ利用可能です。
3. 生体認証機能で利用するお客さまの顔・指紋データはお客さまのご利用するスマートフォン内に保存され、当金庫は保管いたしません。

## 第4条【2回目以降の利用方法】

本アプリを起動し、ログインパスワードを入力してください。なお、ログインパスワードの省略機能を利用すると、ログインパスワードの入力を30日間省略することができます。生体認証機能をご利用のスマートフォン端末で、生体認証機能による認証を

30日間行わなかった場合は、ログインパスワードを再入力していただく必要があります。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

## 第5条【本人確認】

本サービスのご利用における本人確認は、お客さまのスマートフォンから当金庫に送信していただくログインパスワード等を当金庫が照合することにより行います。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。

## 第6条【注意事項】

### 1. 通信料のお客さま負担

アプリの利用およびダウンロード、Webの利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担になります（再設定等の際にかかる通信料も含まれます）。

### 2. ログインパスワードや媒体の管理

- (1) ログインパスワードは、第三者に知られたり盗まれたりしないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。また、ログインパスワードは、お客さま自身の責任において、当金庫所定の方法により随時変更してください。なお、ログインパスワードの不正使用等の恐れがある場合は、利用を停止し、すみやかに当金庫に本サービスの停止を届け出てください。
- (2) スマートフォンがコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を行ってください。
- (3) 本アプリを利用しているスマートフォンは、紛失・盗難等に遭わないようお客さま自身の責任において厳重に管理してください。万が一、盗難・紛失に遭われた場合は、速やかに通信事業者（キャリア）へ連絡し、回線停止のお手続きを行ってください。
- (4) スマートフォンを変更する場合には、旧スマートフォンから本アプリを必ず削除してください。スマートフォンを処分する際も、本アプリを必ず削除してください。
- (5) 利用に際し、入力項目を一定回数連続して誤入力すると、本サービスの利用ができなくなります。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、この限りではありません。
- (6) 第三者の作成した類似アプリにご注意ください。ログインパスワード等を抜き取る、あるいは操作によりウイルス感染させる目的の悪意ある東濃信用金庫アプリと類似したアプリが公開されている可能性があります。これらのアプリを使用されると、お客さまのログインパスワードやスマートフォン内のお客さまの情報（以下、「パスワード等」といいます）が漏えいする可能性があります。

### 3. 自動的な利用解除

お客さまが当金庫所定の期間利用しなかった場合、本サービスは自動的に利用解除されます。但し、位置情報等を利用した情報配信サービス等を利用される場合には、こ

の限りではありません。

#### 4. メイン口座

同一口座を複数のスマートフォンのメイン口座（初回口座登録時に登録する口座）として利用することはできません。既に他のスマートフォンでメイン口座として利用されている口座を別のスマートフォンのメイン口座として登録した場合、先に登録していたスマートフォンでは利用できなくなります。

### 第7条【免責事項】

1. 機種変更、端末初期化、圏外時の利用等スマートフォンおよびその利用の状況、通信機器、回線、コンピューター等の障害により取扱いが遅延・不能となった場合、または本サービスを利用し保存した情報・データが消失した場合、それにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
2. 当金庫が本規約第5条記載の本人確認手続きを行ったうえで本サービスを取扱いした場合、取引依頼者をお客さま本人とみなし、端末機・パスワード等の盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫に故意または過失のある場合を除き責任を負いません。
3. 災害・事変等当金庫の責めに帰すことのできない理由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、本サービスの取扱いが遅延または不能となったことにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
4. パスワードの保管に関して、お客さまが本規約に定める各条項に違反したことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。またこれにより当金庫に損害が生じた場合は、お客さまがその責任を負うものとします。
5. 各条項において当金庫の責に帰すべき事由によりお客さまに損害が生じた場合、特別損害については当金庫の予見可能性の有無に関わらず、当金庫は一切の責任を負いません。ただし、当金庫に故意または重大な過失がある場合にはこの限りでないものとします。

### 第8条【本アプリに関する確認事項】

1. 本アプリでは、お客さまのスマートフォン画面へ当金庫の商品・サービスに関するキャンペーンやセミナーなどの情報を配信することがあります。この際、お客さまのスマートフォンの位置情報を利用することがあります。配信を希望しない場合は、設定画面にてお知らせ受信の設定、位置情報の送信設定をオフにしてください。
2. お客さまが本アプリを初期化または削除した場合、本アプリで保存されている情報はすべて消去されますが、そのために生じた損害について当金庫は責任を負いません。

3. 当金庫が本アプリの内容の全部または一部を変更・改良（以下、「アップグレード」といいます）した場合には、お客さまにおいて本アプリの再ダウンロードが必要となる場合があります。また、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用になれない場合があります。
4. 当金庫はお客さまによる本アプリのプログラムおよびこれに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。

#### 第9条【サービスの変更等】

1. 当金庫は、本サービスの種類および内容を変更する場合があります。また、本サービス改廃のために、一時的にサービスのご利用を停止することがあります。
2. この規約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
3. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 第10条【サービスの終了】

当金庫は、当金庫の都合で本サービスを終了することがあり、この終了によって生じた損害について当金庫は一切の責任を負いません。

#### 第11条【顧客情報の取扱い】

本サービスの利用に関し、当金庫はお客さまの情報を本サービスの提供に必要な範囲に限り、当金庫の関連会社、代理人、またはその他第三者に処理させることができるものとします。また当金庫は法令や裁判手続き、その他の法的手続き、または監督官庁により、お客さまの情報の提出を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

#### 第12条【規約の準用】

本サービスに関し、本規約に定めていない事項については、当金庫の各種預金規定をはじめとする各種規定の定めを準用します。

#### 第13条【準拠法・合意管轄】

本ご利用条件の準拠法は日本法とし、本ご利用条件にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当金庫本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

## アプリからの口座開設に係る特約

令和7年2月現在

### 1. 特約の適用範囲等

- (1) この特約は「東濃信用金庫アプリバンキング」（以下「とうしんアプリ」といいます）から開設した東濃信用金庫（以下「当金庫」といいます）の普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は「普通預金規定」、「総合口座取引規定」「無通帳口座に係る特約」の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては普通預金規定、総合口座取引規定、無通帳口座に係る特約が適用されるものとします。なお、普通預金規定にある決済用預金（無利息型普通預金）については、とうしんアプリではお取り扱い致しません。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは普通預金規定に従います。

### 2. 契約の成立

とうしんアプリからの申込みにより開設された口座は、当金庫の所定の開設手続きを完了した時点で、当金庫とお客さまの間に契約が成立するものとします。開設する口座は0円で契約します。ただし本人限定受取郵便で送付したキャッシュカード等が当金庫に返送されてきた場合には、当金庫はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

### 3. 通帳レス

とうしんアプリからの申込みにより開設された口座は、キャッシュカードの発行を必須とし通帳の発行はいたしません。この取扱いを通帳レスといたします。

### 4. 印鑑レス

とうしんアプリからの申込みにより開設された口座は、原則、お客さまがこの預金取引にあたり使用する印章の印影の届出を不要とします。この取扱いを印鑑レスといたします。ただし、公共料金等各種口座振替の引落日口座にこの預金を指定する場合および当金庫への諸届出等を行なう場合は、別途、当金庫書式を使用して取引に使用する印章の印影を届出いただきます。印章の印影の届出を受付ける際には、キャッシュカードと本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカード）により本人確認等を行ないます。

### 5. この特約の変更等

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- (3) 当金庫の責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以上

## 無通帳口座に係る特約

令和7年2月現在

### 1. 通帳の不発行

無通帳口座（以下「本口座」といいます）は、通帳を発行いたしません。

### 2. キャッシュカードの発行

本口座は、キャッシュカードの発行を必須とします。

### 3. お取引明細の取扱い

本口座の取引履歴は発行しません。（東濃信用金庫アプリバンキング、とうしんWEBバンキングサービスを利用して照会することとします。）

### 4. 有通帳口座への切替

有通帳口座への切替はできません。

### 5. 預金の預入れ、払戻し等

本口座は、原則として当金庫本支店の窓口での預入れ、払出しを行なうことはできません。ただし、本口座の解約時は除きます。

### 6. カードローン契約の付加

本口座は、別途契約によりカードローン契約を付加することができます。

### 7. 定期預金による当座貸越

本口座は、定期預金を担保とした当座貸越契約はできません。

### 8. 解約

この預金の解約は、当金庫本支店の窓口で解約します。当金庫所定の払戻請求書に記名して、キャッシュカードと本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカード）とともに提出してください。

### 9. 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、「普通預金規定」、「カードローン契約規定」のほか、当金庫が定めた各取引にかかる規定により取扱います。

### 10. この特約の変更等

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

(3) 当金庫責めによる場合を除き特約の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。

以 上